

平成29年1月採用基山町臨時的任用職員(保育士)を募集します

町では、正規職員の育児休業等により欠員が生じ、代替職員が必要な場合に、期限付きで任用し、正規職員と同様の業務に従事する臨時的任用職員を募集します。

等の諸手当が支給されます。
 ・勤務地 基山町立基山保育園
 ・その他 健康保険法、厚生年金保険法の被保険者になります。

▽受付期間
 12月1日(木)～15日(木)
 (土・日曜日を除く)
 ※郵送の場合は、12月15日(木)必着

▽採用予定人員 保育士：1名

▽申込書の請求方法
 申込書・採用試験実施要綱は、総務企画課行政係で配布して

▽試験について
 ・日時 12月下旬
 午前8時30分開始

▽任用期間

総務企画課行政係で配布しているほか、基山町ホームページからダウンロードできません。郵便請求の場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用試験申込書請求」と朱書きし、宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

・場所 基山町役場3階会議室
 ※日時、場所等については変更になる場合があります。

▽受験資格
 保育士の資格を有する方

試験申込書請求」と朱書きし、宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

・内容 面接試験、作文試験、適性検査

▽勤務条件等

宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

※基山町ホームページで要綱等をご覧ください。

・勤務時間・休暇等

宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

※問合せ先
 総務企画課 行政係
 (役場3階)
 ☎92-7915

・給料

宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

▽試験について
 ・日時 12月下旬
 午前8時30分開始

・給料

宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

▽試験について
 ・日時 12月下旬
 午前8時30分開始

経歴により、この額以上になることがあります。(上限は、月額16万6,100円)。

宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

▽試験について
 ・日時 12月下旬
 午前8時30分開始

この他、期末勤勉手当、時間外勤務手当、該当者には、通勤手当、住居手当、退職手当

宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

▽試験について
 ・日時 12月下旬
 午前8時30分開始

この他、期末勤勉手当、時間外勤務手当、該当者には、通勤手当、住居手当、退職手当

宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

▽試験について
 ・日時 12月下旬
 午前8時30分開始

この他、期末勤勉手当、時間外勤務手当、該当者には、通勤手当、住居手当、退職手当

宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

▽試験について
 ・日時 12月下旬
 午前8時30分開始



12月3日から7日まで

選挙人名簿の縦覧を行います

▽選挙人名簿の縦覧

②公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む)を行うために閲覧する場合

その登録に間違いがないかを選挙人が確認できるように、登録者について縦覧することができます。

③統計調査、世論調査、学術研究、その他の調査研究で公益性が高いと認められるものうち、政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

・定時登録の縦覧期間
 登録月(毎年3月、6月、9月、12月)の3日から7日まで

・閲覧期間
 随時(土・日曜日、祝日を除く)なお、選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日の5日後までの間は閲覧できません。

※縦覧期間内、土・日曜日、祝日の縦覧を希望する方は、事前に選挙管理委員会までご連絡ください。

・選挙時登録の縦覧期間
 選挙が行われる場合に、基山町選挙管理委員会が定める期間(基本的には選挙の告示日の前日まで)

▽選挙人名簿の縦覧
 選挙人名簿は、常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように定められています。具体的には次のような場合に閲覧できます。

▽閲覧・縦覧場所及び受付時間
 基山町選挙管理委員会
 (役場3階 総務企画課内)
 午前8時30分～午後5時

①選挙人名簿の登録の有無を確認するために閲覧する場合

※問合せ先
 基山町選挙管理委員会
 ☎92-7915

家庭用井戸水の検査を実施します

井戸水の水质は、いつの間にか汚染されていることがあります。井戸水を飲用する場合は、定期的に水质検査を受けましょう。町では、水质検査専門業者による家庭用井戸水の集団水质検査を行います。

検査の申込み

受付当日に、受付場所です。書及び採水容器を配布します。

▼受付期間

12月6日(火)～8日(木)

午前9時～11時

▼受付場所

役場2階 201会議室

▼申込書への記入事項

①氏名、住所、電話番号

②検査項目の選択(別表参照)

飲用井戸11項目は、必ず選択してください。

その他は希望者のみの検査です。

③井戸の深さ

(何メートルか)

④井戸水の主な用途(飲料水か洗

濯等の雑用水か)

⑤上水道を利用しているかどうか

▼持参するもの 印鑑

▼容器の回収

採水は、回収当日の朝に行ってください。前日に採水すると、水质が変わってしまいます。

▼容器回収期間

12月12日(月)・13日(火)

午前9時～11時

▼回収場所

役場2階 201会議室

▼検査料の支払い

容器回収時にお支払いください。お釣りのないようお願いします。

※問合せ先

住民生活課 生活環境係

☎92-7941

〈別表〉

検査項目	検査料(税込)
飲用井戸11項目 「一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、有機物(TOC)、塩化物イオン、pH値、味、臭気、色度、濁度」	4,000円
鉄	1,000円
マンガン	1,000円
六価クロム	1,000円
ヒ素	1,000円
水銀	1,000円
鉛	1,000円

特別史跡基肄城跡

ワークショップを開催します

町では、平成27年に築造1350年を迎えた基肄城跡について、次の築造1400年に向けた保存整備・活用方法を検討し、その基本的な方針や内容をまとめるため、「基肄城跡保存整備基本計画」の策定事業を進めています。

町では、意見を頂くため、ワークショップを開催します。文化財に関する専門的な知識が必要ありませんので、お気軽にご参加ください。

▼日時 12月23日(金)

午前9時30分～12時

(午前9時受付開始)

▼場所 基山町民会館小ホール

▼参加申込み 不要

※問合せ先

教育学習課 ふるさと歴史係

☎92-2200



基肄城跡(基山山頂付近)



水門跡

有料広告

相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たち州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6 HスクエアBLD 2F

相続センター業務内容

- 相続の手続きに関するご相談
- 相続人調査・相続関係説明図の作成
- 預貯金や株式、不動産などの相続手続き
- 生前の遺言作成サポート
- 相続税対策のご相談、サポート
- ライフプラン・エンディングノートの作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30～17:30 秘密厳守

※事前にご面談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のために出張相談も承ります。

自治体周遊&婚活バスツアー参加者募集

久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町で構成される筑後川クロスロード協議会主催の構成市町を周遊する婚活バスツアーに参加してみませんか。

▽日時 平成29年2月12日(日) 午後1時～7時頃

▽対象 25歳～45歳の独身の男女のうち、久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町内に居住している方、勤務している方、又は移住を考えている方

▽定員 男女各18人(抽選)

※ツアーの内容・料金等の詳細は、お問い合わせください。

※問合せ先

まちづくり課

☎92-7920



平成28年中に家屋の新築・増築・解家・用途変更をされた方へ

毎年1月1日現在で家屋等を所有している方には、固定資産税が課税されます。

平成28年1月2日以降で年内(平成28年中)に、家屋を新築

や増築された方で、税務課からの家屋調査がまだ済んでいない方は、至急ご連絡ください。

故意に調査を拒まれた場合、家屋の評価額が正しく算出されないことがあります。

また、家屋を取り壊された方

は、必ず解家届を提出してください。提出されない場合、次年度以降も課税されることがあります。

そのほか、家屋の用途を変更(住宅から店舗への変更など)された方は、住宅用地異動申告書を提出してください。

※問合せ先 税務課 固定資産税係

☎92-7918

☎92-7918

冬の交通安全県民運動を実施します ～守ろう交通ルール 高めよう交通マナー～

12月13日(火)～22日(木)の10日間は、冬の交通安全県民運動期間です。冬季は、昼間よりも夜間の時間が長くなる時期であり、日暮れの早まりによる交通状況の視認性の悪化や、買い物・帰省等に伴う車と人の交通量の増加などから、特に夜間における交通事故が多発する傾向にあります。また、忘年会等での飲酒の機会が多くなり、飲酒運転による重大事故も懸念されることから、この運動を通じて広く県民に交通ルールの遵守と交通マナーの向上を意識していただき、冬季における交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。特に次のことに注意して、交通事故の防止に努めましょう。

- ・子どもや高齢者の交通事故防止のために、子どもや高齢者に対する思いやりのある運転を心掛けましょう。
- ・佐賀県は、他県に比べて追突事故が特に多く、交通事故増加の大きな要因となっています。車間距離を十分にとって運転しましょう。
- ・冬季は、夕暮れから日没までの時間が急速に早まり、12月中旬は1年のうちで最も夜が長いとされる冬至を迎えます。自動車を運転される方は、早めにライトを点灯しましょう。また、ライトはハイビーム(上向き)が原則です。対向車や前車がある場合には、ロービーム(下向き)に切換えましょう。
- ・飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。

※問合せ先 佐賀県交通対策協議会 ☎0952-25-7060

お住まいの塗り替えをする前に、聞きたい! 知りたい! 予備知識! 「住まいの塗り替えセミナー」開催

塗り替えセミナー

- 日程 ①12月23日(金・祝) ②12月4日・18日(日)
- 時間 いずれも9:45～11:30
- 会場 ①鳥栖市民文化会館 2階会議室2 ②佐賀市アバンセ
- 参加費 無料 ※要予約
- 問合せ 0120-443-588

申し込みください。参加希望者は電話にてお申し込みください。0120-443-588 プロタイムズ佐賀西店 代表 本須誠一 鳥栖営業所 鳥栖市江島 3199167

12月23日(金・祝) 会場/鳥栖市民文化会館2階会議室2
12月4日・18日(日) 会場/佐賀市アバンセ
主催/一般社団法人市民講座運営委員会
協賛/プロタイムズ佐賀西店

広告

有料広告



「家の見た目も気になるし、そろそろ塗り替え...」と考えている人は、一般社団法人市民講座運営委員会による「住まいの塗り替えセミナー」で正しい知識を身につけましょう。

塗料のランク、職人の技術によって大きく左右される塗装の完成度。専門的な知識を持たない素人にとっては不安も大きいですが、大切な家の塗装・リフォームで失敗しないために、この機会に学んでみませんか。

今回のセミナーでは、同委員会の代表理事を務める皆川一氏によるスクリーン映像で、優良業者の選び方など塗装の知識を分かりやすく教えてくれます。営利目的の売り込みは一切ないので安心して学べます。